

第 11 回門真市学校適正配置審議会（第 3 次）議事録

1 開催日時 平成 20 年 11 月 18 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

2 場 所 門真市役所別館 第 2 会議室

3 出席委員 16 名／18 名中

4 議事概要

（1）委員長あいさつ後、議題「第 10 回審議会議事録（案）の承認について」が行われた。

（2）資料「第二中学校校区の小学校の在り方の考え方」、資料 38 の「第一・第六統合の新中学校校区内の小学校の校舎等の施設の状況」の説明を事務局が行い、このことに関して質疑応答が行われた。

（3）議題「第 3 次答申（案）について」の説明を事務局が行い、このことに関して質疑応答が行われた。

※ 討議の概要は以下のとおり

委員長 本日の審議も非公開の取り扱いでさせていただきたいと思います。理由はこれまでと同様、皆さんの忌憚のないご意見をいただくという観点から、非公開の取り扱いということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

委員長 それでは非公開とさせていただきます。

議題「第 10 回審議会議事録（案）の承認について」

資料 37 第 10 回門真市学校適正配置審議会（第 3 次）議事録（案）

委員長 第 10 回審議会議事録（案）の内容で、趣旨等に相違はありませんでしょうか。

委 員 5 ページに漢数字と算用数字が混ざっている部分がありますので、今までの議事録を含めて、整理してはいかがでしょうか。例えば、「第一中学校」などは固有名詞なのでこれでいいのですが、「3 つ」「2 つ」などは算用数字がいいのではないのでしょうか。それと、3 ページに「国道 163 号線」と書かれていますが、確認していただきたいのですが、私の記憶では、国道の表し方は、「国道〇号」までで「線」はつかないのではないかと思います。

事務局 先ほどの漢数字の件と、国道の表し方に「線」が入るかどうかは、確認の上修正をさせていただきます。

委員長 他にありませんか。ないようですので、今ご指摘のあった部分は事務局の作業の中で整理していただくということで、その他の部分はご了解していただいたということでよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

委員長 次に移りたいと思います。本日の議事に入る前に、前回第二中学校校区の小学校再編について一定の結論をいただきましたが、事務局が出していただいた「第二中学校校区の小学校の在り方の考え方」につきまして、改善の意見がありました。それを踏まえて事務局から再提案をお願いします。

事務局 本来なら、第二中学校校区の特色ある取り組み等を取り入れてはどうか、というご意見でしたが、特色ある地域の取り組み・教育コミュニティにつきましては、第五中学校校区もありますし、新中学校校区や第三中学校校区など全校区にかかわることですので、門真市として「新しい中学校校区と小学校の在り方」は、これから申し上げるような考え方にさせていただきたいと思い、今日、提案させていただきます。

門真市教育委員会は、子どもたちの学習意欲の低下、家庭での学習の未定着、社会体験不足、不登校、非社会的行動等、子どもたちを取り巻く課題解決を図る方策としての小中一貫教育をこれからの教育を進めるうえでの柱としました。この小中一貫教育の理念を実現するための学校配置は、「1中学校区に2小学校が適切である」として審議をいただき、この場合、3つの中学校区において小学校の再編統合が必要となりました。

再編統合の候補となるどの小学校も創立以来、保護者・地域の支援を受けながら、知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成に懸命に努力してきた学校です。また、この学校・保護者・地域の協働関係は、それぞれの学校・校区で独自性を持ち、脈々と継承され、築き上げられた良き伝統であり、財産であります。

小学校の再編にあたっては、こうした貴重な財産を新たに設置する学校に継承させ、地域の特性を活かしながら発展するよう努めたいと思います。その際、閉校する学校については、その学校が長きに渡って存在したという事実を記録し、いつでも誰もが目にすることができる形で残す方策を検討する必要があります。また、再編統合の結果、児童が新しく通学する学校において、精神的負担を受けず、暖かい雰囲気のもと、意欲を持って学校生活を送れるよう配慮しなければならないと考えています。

以上が提案の内容です。

これは、教育委員会としましても、新しい学校、また再編統合する学校等に指導して参りたいと思います。

委員長 これについて、ご意見・質問等ございますか。前回「伝統を受け継ぐと言うことに汲々しているのがダメだ」というご指摘もあり、「新たに設置する学校に継承させ」その上で「発展するように努めたい」というように提案していただいているので、そこを受けた表現になっていると思います。閉校する学校の存在した事実を「残す方策」と、新しい環境のもとで生活する児童についてできるだけ「意欲を持って学校生活を送れるよう配慮しなければならない」と入れていただいています。それではこの考え方で、ご了解いただいたとさせていただいてよろしいか。

委員 (異議なし)

委員長 次に、前回の審議会では委員から補足の資料を出すようにご指摘いただいたことについて、事務局から資料38を出していただいていますので、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 資料３８について、説明します。第一・第六統合の新中学校校区内の小学校の校舎等の施設の状況を資料として作成しました。これまでの資料と同じスタイルで作成しました。

１の建築基準法に基づく校舎・体育館の耐震性ですが、浜町中央小学校は平成１８年に耐震補強と大規模改造を統合前に施していますので、資料では検討対象から外しています。①の昭和５６年６月以降に建築確認を得た建築物はありません。②の昭和４６年６月以降、昭和５６年５月以前に建築確認を得た建築物は、北小学校・古川橋小学校ともに校舎棟１棟ずつです。③の昭和４６年５月以前に建築確認を得た建築物は、北小学校に校舎棟３棟と体育館１棟、古川橋小学校の校舎棟４棟、うち古川橋小学校の１棟は体育館が一体型ですので体育館が含まれています。北小学校は、大規模な耐震補強が必要で、場合によっては建て替えも必要となっています。古川橋小学校はほとんどが③ですが、昭和６１年に大規模改造を施していますので、建て替えは必要ないかもしれませんが、耐震補強は必要であると考えられます。

２のプール施設の状況ですが、３校とも同様に年数を経ていますので劣化しており、浄化装置も取り付けられていませんので、いずれはプールの建て替えが必要と考えられます。

３の今後の改修コスト（見込）の比較ですが、校舎については、北小学校と古川橋小学校は耐震補強に７千５百万円から１億円の費用がかかると考えられます。体育館については、北小学校の体育館を建て替えた場合、３億５千万円の費用がかかるものと考えられます。古川橋小学校は校舎体育館一体型ですので、先ほどの耐震補強の費用のみとなります。プールについては全校とも建て替えた場合は１億２千万円となっています。

２３ページの別表１ですが、各学校の校舎・体育館・プールのデータを表にまとめたものです。

２４ページ以降に、各小学校の校舎等の配置図を添えています。

委員長 第一・第六中学校再編に伴う北小学校校区の再編、浜町中央小学校と門真小学校への校区再編ということになりますが、それに伴う北小学校と浜町中央小学校と古川橋小学校の校舎などの施設の状況についても、他の小学校と同じように資料にすべきであるという意見に基づいた資料の提示がありました。これで資料についてはレベルが揃ったということですがよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

議題「第３次答申（案）について」

資料３９ 市立小・中学校の校区再編及び適正配置について 答申（案）

委員長 それでは議事の（２）第３次答申（案）について、事務局よりまず説明をお願いします。

事務局 （答申（案）読み上げ）

以上となっています。

それから答申が決まりましたら、答申書の最後にですが、審議会委員名簿、審議会規則、その他の資料の添付をさせていただきたいと考えています。以上でございます。よろしくお願いします。

委員長 ありがとうございました。ただいま、第３次答申（案）についての説明がありました。これから、この内容についてご審議をお願いしたいと思いますが、審議の進め方について提案がございます。

一括して審議するのは大変ですので、分けたいと思います。目次をご覧ください。まず「はじめに」を1つ。それから内容の1～4。これは過去の事実ですので文言を変えようはありませんが、こういう形でいいかということで1～4を1つ。それから次5と6を一括して1つ。7～11が具体的提言をひとくくりで。最後の「おわりに」を1つとして、5つのパートに分けて順次審議をお願いするということで、全て終わった時点で改めて全体を通じての審議をするという進め方でよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

委員長 それでは、そのように進めていきます。まず、1ページの「はじめに」について、質問とご意見を一括して進めますので、ご意見をお願いします。

委 員 議論をする前に、この答申書の取り扱いですが、教育委員会から諮問を受けましたので、教育委員会にお返しするということでしょうか、添付資料も含めて、市民の皆様にこのまま公開されるのか、これを教育委員会が受け取られて、アレンジして公表するのか、今わかっていれば教えて下さい。

事務局 教育委員長から諮問を受けていますので、そちらへ答申することとなります。市民等への公表についてですが、広報やホームページ等を通じてと考えています。その際、これをすべて載せるということではできませんので、一定要約をして載せていきたいと思います。

委員長 本文と資料がありますが、本文も資料も教育委員会で公表すべき内容について整理をするということでしょうか。

事務局 本文につきましては、情報コーナーへ毎回審議の内容で非公開の内容を除いて公開していますので、そこにはすべて非公開であったものも含めて全文を公開という形で、情報コーナーへ持って行きたいと思っています。

委員長 答申の本体は公表ということでよろしいですね。それと、その裏付けとなる資料については、教育委員会で随時判断して出せる範囲で出していくという扱いでよろしいですか。

事務局 はい。それと、部数はまだ決めていませんが、答申についてもきちっとした冊子にさせていただいて、しかるところには配付させていただこうと思っています。もちろん、委員の皆様方には1冊ずつお渡しさせていただきます。

委員長 しかるところとは、たとえば議会関係者ということなのですか。

事務局 はい、それも含まれます。

委員長 という事務局の見解ですので、この本体部分は公表されるということを前提にご審議いただきました

と思います。それでは、ご質問やご意見はございませんか。

委 員 語句のことなんですけれども、下から7行目の「子ども」の「供」はひらがなでお願いします。

委員長 上から6行目の「児童・生徒」という文言があって、今言っていた漢字の「子供」と下から2行目にはひらがなの「子ども」があるというように、整合性がとれていませんね。行政的な用語は「児童・生徒」が本来の表記だと思いますが、ここは審議会ですのでそれにとらわれず、「子ども」という表記でも良いと思いますので、皆様方で判断していただければと思います。いずれにしても表記を統一していく必要があります。今委員から「子ども」でどうかという意見でしたので、それで統一することよろしいですか。

委 員 (異議なし)

委員長 それでは、「子ども」で表記については統一するということでお願いします。他にありませんか。

委員長 これまでの審議いただいたことを「はじめに」ということで前提になることをまとめていただいていますので、内容に大きな異論があろうとは思っていませんが、表記上の今のようなことがありましたら、ということですが、現段階では無いということで、いったんここは了解していただいたということにします。

それでは次の部分ですが、これは過去の事実と言うことで、1～4まで一括して審議をお願いします。2～8ページですが、体裁はこの形でよろしいですか。

委員長 私からの質問ですが、たとえば、2ページの第1次審議会答申は、これは答申部分そのままの記載でしょうか、事務局としてまとめたものでしょうか。

事務局 第1次審議会答申は、第2次答申にまとめられたものをそのまま記載させていただいています。

委員長 これについては、文言はそのままですか。

事務局 そのままです。

委員長 第2次答申もそのままですか。

事務局 第2次答申につきましては、答申が出た当時、本審議会の資料7において概要版が作成されましたので、それをそのまま記載させていただいています。

委員長 第2次答申は、資料7の概要版を記載してあるということですね。第1次・第2次はそのような形で事務局で整理をし、記載しているということですが、それを了解した上でこのような形でよろしいですか。異議ございませんか。

特にないようですので、この形でご了解いただいたということにします。

委 員 6ページの適正配置事業の実績について、答申を受けただけで、実行できなかったということが今まであるのでしょうか。もしあるとしたら、それをどう扱うかということが問題になると思いますので。

事務局 答申の内容は全てできていますが、若干課題となっていました北巣本小学校をどうするのかという課題が提言にありました。これは今回の第3次審議会で、北巣本小学校の校地校舎の行方ということで、一定結論をみていると思いますので、これで第1次・第2次の答申につきましては、ほぼ完了と考えています。

委員長 3の記述については、どこかに記述があったものを転記したのですか、新たに事務局で取りまとめたのですか。

事務局 3については、転記ではなく、新たにまとめたものです。

委員長 他にありませんか。それでは後でもう一度振り返ってみるということで、いったんここではこういう形で了解していただいたとさせていただきます。

それでは、次にいきます。9～11ページの5、6について、一括してご質問・ご意見はありますか。

委 員 9ページの5行目に「(資料16参照)」とありますが、16をみるともっと分厚いたくさん書いてあった資料で、ここはその概要というか、エキスというか、要旨ですので、参照とはそうともとれますが、念のため、ここはもう少し「概要である」とか「要旨である」とか書いていただいた方がよいと思います。資料16そのものではないと思いますので。

事務局 確かに、委員の言われるとおり資料はかなりページ数がありましたので、そのようにしたいと思っています。

委員長 そうすると、「(資料16参照)」について事務局より提示があった。その概要は次のとおり。」そして、ここは体言止めになっていますので、文章にしないといけませんので、「である」をつけるということでしょうか。

事務局 わかりました。

委員長 他にありますか。

委 員 9ページの真ん中あたり、「不登校生徒数」と書かれていますが、これは小学校も「生徒数」でいくのですか。「児童数」なのですか。

委員長 そうですね。「児童・生徒」ですね。

委 員 12ページから具体的提言となりますので、9・10ページに、具体的提言のもとになった考え方の柱を書きしておく必要はないのでしょうか。今の原案では、第1次・第2次答申の尊重と、教育委員会からの小中一貫教育推進プランのことを書いていただいています。いきなりそれで具体的提言につなげられるのかな、と考えます。例えば、通学距離・時間の問題だとか、児童数の問題、学校規模の問題だとか、大きな分断要素だとか、いろいろ議論で出てきました。そういうことは各具体的提言の中で議論してきましたが、全体としてはこんな考え方がありましたというようなことをここに書く必要があるのか、ないのか。11ページに関しては、どちらかというと教育委員会に対するお願いというものになっていますので、5の方にそういうものを入れた方が良いのではないかと思います。

委員長 今のご意見について、委員の皆様のご意見はいかがですか。5の項目は、市の小中一貫教育推進プランの記述だけで、他に大事な観点があつたでしょう、それをここに書いておけばどうかということですね。

委 員 はい、箇条書きか何かで、それらをまとめて、具体的提言につなげる何かがあつた方がいいんじゃないかと思ひまして。

委員長 7以降を考えるにあたって、審議会として共通の考える土台になる共通理解項目がありましたね。それをここにしておくべきではないかということです。

事務局 今おっしゃっていただいた項目につきましては、中学校校区の再編をする際の小学校を考えるときに、通学距離・安全性、児童数の推移など、また校区を再編するときの要素である大きな河川・道路など、色々出てきました。そのあたりをここに入れさせていただきたいと思ひます。文面につきましては、再度ご提案をさせていただきます。

委員長 今の内容につきましては、その都度事務局から資料として出ている内容ですが、その全体を集約する形でここに入れるというご答弁でした。それでよろしいですか。

委 員 (異議なし)

委員長 あといかがでしょうか。6のところもあわせてご意見いただいています。再編にあたって留意すべき事項ということは、再編を具体的に進める際にこういうことを考えてもらわなくては困りますという内容ですが、あえて文言を修正するというご意見ではなかったのですが、そこはそれでよろしいですか。

委 員 それでは、11ページの4行目ですが、「意見の受け入れ」とありますが、受け入れるとは限らないので、よけいな心配ですが、「受け入れ」と書いてしまうと、受け入れなければならなくなりますので、「意見を勘案する」とか「検討する」とか、何か逃げをつくっておくと将来扱いやすいんじゃないかと…。

それと、3の地域教育コミュニティーですが、概念的には皆さん共有してははっきりしているので

しょうか。地域コミュニティはよく使いますが、地域教育コミュニティはだれがコミュニティを構成してどういう運営をしてとか、私は全然知らなかったものですから。もし、周知のことでしたら結構ですが。

委員長 1つ目の「意見の受け入れ」は、「意見への対応」など、事務局で再考されてはどうかということでした。改めて提示をいただくということをお願いします。2つ目の地域教育コミュニティという文言の理解についてですが、どうですか、委員の皆様でこの表現について議論したことはないと思いますが。

委員 これについては、大阪府教育委員会からいただく「PTAのしおり」の中に記載があって、私は平成18年度からPTAに関係していてその時点から知っているのですが、地域コミュニティと地域教育コミュニティは別扱いで書かれていました。

委員長 その通りでございます。地域コミュニティはよく言われていますが、地域の子どもを地域で育てる、すこやかネットなど地域教育協議会ですが、子どもの育ちに注目したというコミュニティづくりという意味合いで地域教育コミュニティという文言が使われて、一定、大阪段階では定着しているかな、ということです。

委員 地域教育コミュニティですが、私のとらえ方としては、学校を中心とした教育を立ち上げるときには、地域教育コミュニティとなりますが、発展した段階では地域コミュニティというとらえ方をしています。

委員長 地域コミュニティというのは、もっと広いライン。子どもの育ちや成長という観点に注目してコミュニティをとらえた場合には地域教育コミュニティという、私はそんなとらえ方をしているということです。ありがとうございました。他にございますか。

委員 6の項目で感じるのは、少し謙虚すぎるのではないか、ということです。新しい時代を迎えるにあたって、その中に突き進んでいくための新しい要素がどうもかけている、遠慮しがちな感じがしてならないと思います。歴史とかも論議されましたが、100年にこだわったり、その地域の歴史にこだわったり、そういうことは払拭してしまって、新しい時代に対応するための新しい意気込み、勢いよく突き進んでいった方が…独断といわれるかもしれませんが、そのあたりが何となく寂しいという気がします。

委員 今の意見について、「歴史・伝統の維持のみに偏ることなく」という文章が入っておりますので、あえて今言われたことについて、私はどうかな、と思います。

委員長 今までの審議を踏まえて、ここは事務局としても配慮しながら提案をしていただいたと思うのですが、今お二人にご指摘いただきましたが、「偏ることなく」という前に「十分な配慮が必要」はどなたも異存のないところで、この審議会の共通した意見だと受け止めています。ただ、先ほどの委員のご指摘と私は近いところがありまして、「ただし」というのは付け足しのニュアンスがあっ

て、そういうご発言になったと思います。例えばここは、「ただし」を「その上で」とかえて、最後の「視点を変えてはならない」を「視点が重要である」というぐらいにすれば、「必要となる」というところも重要だが、さらにということになるのかな、と思います。

当然、個々の思い、細かな思いを受け止めた上で、ということになります。そのあたりを、事務局で今の議論を踏まえていただいて、この部分を修正していただいて、次に提案していただくという取り扱いにしたいと思いますが、よろしいですか。

委 員 （異議なし）

委員長 それでは事務局、それをお願いします。

事務局 はい。

委員長 色々大事なご指摘をいただいておりますが、他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、いったんこの項目は終えさせていただいて、次に進みます。次は7～11で、11～19ページの各論の部分ですが、一括しての審議とさせていただきます。その都度審議していただいて、その都度了解いただいたものですが、冒頭の議論にありましたように、全体として整合性のあるものになっているのか、という観点もとても大事ですので、そういうものも含めてご意見ご質問をお願いします。

委 員 16・18ページ付近に…16ページの場合ですが、2に「新校の設置場所は、現在の北巢本小学校及び東小学校とする」となっていますが、設置場所は、現在の小学校ということになりますね。北巢本小学校に四宮小学校の半分をつけてということではなく、新しい学校を作るのだというように強調されていて、そのように理解してきたのですが。「北巢本小学校とする」という表現がいいのか、「北巢本小学校の校地とする」とか「位置とする」などにする方がいいのではないのでしょうか。

委員長 私もちっと引っかかっていたのですが、一般的に言えば、「新しい小学校の校地校舎は、現在の北巢本小学校及び東小学校を活用する」ですが、事務局はいかがでしょうか。

事務局 今の委員長の文言にさせていただきます。

委員長 場所に限定しない、校地と校舎ということでよろしいですか。

事務局 はい。

委員長 それではそのように修正していただきます。ありがとうございました。

委 員 それが、18ページの5にもありますので。

委員長 ここも同様の標記をお願いします。他にありますか。

事務局 先ほどの文言ですが、３ページの（２）には、「学校の用地を使用する」となっていますので、文言を統一させていただくということで再度提案させていただきます。

委員長 「用地を使用する」という文言に統一するということですか。

事務局 はい。

委員長 用地だけではない、学校の機能そのものを・・・

委 員 先ほどの委員長のご提案の方がはるかにいいと思います。具体的には校舎も一部お使いになるのでしょうか。従って、用地はちょっと狭すぎる。第２次までの答申の文言にこだわらなくても、我々が第３次として独自性を発揮すればよいと思いますが。

事務局 わかりました。元に戻させていただきます。右往左往しまして申し訳ございません。

委員長 後はいかがでしょうか。

委 員 １４ページですが、資料に今日の資料３８が入るのですね。

委員長 もちろんそうですね。

事務局 資料２６参照の後に入ります。

委員長 他ありませんか。ここが答申の中核部分で、一番精力的に審議していただいた部分ですし、この答申が出てから事務局が一番これからご苦労願う部分でもあります。

それでは、いったんこの形で了解いただいたということで、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

委員長 それでは、最後に２０ページの「おわりに」の部分を提案していただいています、審議全体を通じて議論していただいたことを最後にまとめていただいています、ここは何かありますか。

委 員 この審議会は原則非公開で行ってきました。地元説明会で賛否色々な意見が出てくると思いますが、もし審議会の公開の請求があった場合、どうなるのか、その場合、原則公開しないのか。条例によって公開しなければならないとなったときはどうなるのか、そのあたりを危惧しています。

もう１点は、統合再編については色々な考え方があって、難色を示された意見の取り扱いはどうなっているのか、というのが私の最大の関心事でしたが、それについては、１１ページの１に「伝統校の存続の意見もあり」云々の項と、「おわりに」の中段の「当然賛否の意見が多数出され」と下段の「伝統校の存続を訴える委員の思いは至極当然なものであり」云々から「切に願うものです」ということで、その方の意見も十分反映されているのではないかとということで、私は基本的にこれ

でいいのではないかと思います。

委員長 それでは、始めの方のご意見・ご質問について、公開の取り扱いについてもう少し踏み込んで考えておく必要があるのではないかと、というご意見だと思いますが、私もそのように思います。請求があったときに公的文書を非公開とすることはできるのか、ということですが。その時の取り扱いですが。

事務局 方向性としては、審議が終わりましたら公開という形で最初に言わせていただきましたが、もう一度関係課と協議をさせていただいて次回の審議会でお答えさせていただきます。

委員長 本文の取り扱いと、資料の取り扱い、当初はこうだということでしたが、あるいは答申そのものを変えることはないにしても、市民の意見を聞くというパブリックコメントも含めて、公開について事務局はお考えと思いますが、そのことも含めてまとめて次回に提示していただくということでしょうか。

事務局 はい。

委員長 他にありますか。

委 員 「おわりに」の中で、大前提として地域の住民の意見を聞く、聞いた状況はこうであった、だからこう進めたというデータのものを保存しておく、という配慮が必要ではないでしょうか。ただ単に地域住民の意見を聞くという表現だけでは…。データがなければ裏付けがないですから。それを残しておくということをお願いしたいです。

委員長 これは、答申がでた後の教育行政がしなければならないことにかかわってのご意見ということでよろしいか。

委 員 はい。

委員長 これは事務局の方が聞いていただいたということでよろしくをお願いします。

事務局 はい。

委員長 後はいかがでしょうか。

委 員 先ほど、この答申が出た後の処理についてありましたが、議会への説明は、教育委員長から議会へ説明するというのでしょうか。

事務局 実際は事務局の長である教育長が説明にあたるものと考えます。

- 委員 答申は教育長へ出して、教育長から教育委員長へお渡しになるということですか。
- 事務局 いいえ、教育委員長へ出して、教育長が説明することになります。
- 委員長 教育委員会からこの審議会は諮問を受けていますので、この答申は教育委員長に答申するという
ことになります。それを受けてこれを具体化したり、市民に広報したり、議会に説明したりするの
は、事務局の長である教育長が中心になって進めていただけるものと理解しています。
- 他にありますか。「おわりに」の特段ご意見が無く、むしろこれまでの審議を踏まえて様々な意
見が出たことに配慮した文章であるという評価した意見がありましたが、これをお認めいただく
ということによろしいですか。
- 委員 (異議なし)
- 委員長 それでは、答申全体を通じてご意見をいただきたいと思いますが、その前に、この答申を提出し
た後の取り扱いやお考えになっていることについて、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 この答申がよしということになりましたら、まず教育委員長へ答申を渡していただくことになり
ます。その後教育委員さんへの説明の後、教育長から議会等への説明に入ります。また、同時にで
きるだけ早く市民へ広報・ホームページ等で公表させていただくことになろうかと思います。その
後この答申をできるだけ早く実施に移すということを教育委員会で諮らなければなりません。その
実施にあたっては、パブリックコメント等の話も出てくるであろうと思います。
- 事務局 補足ですが、答申いただきましたらそれを周知した後、委員会としては順次答申を具現化するこ
とが大切ですので、その順序立てをさせていただきたい。当座第一中学校、第六中学校の統合校を
24年4月開校ということで進めていますので、その中に北小学校がかかって参りますので、早急
にご説明に回りたいと考えています。
- 委員長 まずは答申の受理とその広報。その次にこの答申の具体化ということで、その時点で新たに提示
があるという理解でよろしいか。
- 事務局 はい。
- 委員長 それでは、この答申について戻ります。答申全体にわたって抜けている議論、あるいはご意見な
どあればお願いします。
- 委員 今日いただいたA4、1枚の資料はどこに入るのですか。
- 事務局 この文言は今日の審議の内容の事務局提案に入ることになると思います。
- 委員長 この本文の中には入らないのですね。

事務局 はい。

委員長 私の方から提案ですが、目次をご覧ください。7～11は各論のところですが、「具体的提言1」「具体的提言2…」とちょっとまどろっこしい感じがしますので、7に一括して「提言」もしくは「具体的提言」として1～5とした方が、見る方がわかりやすいかなと思います。

委員 第1次答申のような書き方ですね。

委員長 そうですね。
よろしいですか事務局。そのあたりは次回提示していただくということをお願いします。

事務局 はい。

委員長 他にありますか。

委員 初めに3つ諮問されたことに5つ返すということになりますが、これは、1つの質問に1つ答えるという風に、諮問1つ1つに回答する必要はないのですか。

事務局 最初に諮問いただいた3つのことですが、1つ目の諮問については提言1と2、3つ目の小中の接続については小中一貫の全体にかかわってくることでもありますし、色々な要素が色々なところに入ってくるのかな、と思います。

委員 第2番目は提言4にちょっと入っただけで、もっと大きな意味で諮問されたのかなと思っていたのですが。第二京阪についてはあまり憂慮することはないということが、逆にどこかに盛り込まないといけないのでしょうか。

事務局 最初提言されたときに、第二京阪がどんなものになるのかということをもっと資料を集めておかねばならなかったのですが、資料不足で皆様方と第二京阪とはどんなものかを調査させてもらった結果、かなりの部分で最初に思っていた道路とは違ったということで、最終的にはこのようになってしまった、ということです。

委員長 ご指摘のとおりで、諮問が3つあったのですが、1つ目についての答申1というのが常識的かもしれません。しかし1ページの「はじめに」のところに3つの諮問があげられていますが、これは個別の事項の諮問というよりは、審議全体にかかわる諮問、審議の観点という項目になっています。従って、私の提案は、今のご意見もとっても大事ですので、「おわりに」のところに、「個々の3点にわたっての答申という体裁はとらなかった」むしろ「3点の内容を答申全体に盛り込んだ」という注釈を入れた方が、誤解が無くて済むかもしれません。もし、盛り込めるようでしたら、お願いします。

事務局 今のご意見を参考に、最終の審議会で提案させていただきます。

委員長 他に全体にかかわってありますか。

委員 13ページの「2 校区変更にあたっては、学年ごとの段階的な移行など、経過措置を設けることとする」とありますが、この指標について論じているのはこの校区だけになっています。他の校区は事実しか書いていません。この校区だけ経過措置を考慮するという誤解を生みやすいので、どの校区にも考慮されるなら全ての校区にも書く。書かなければ書かない。手法を書いているのはこの校区だけなので、どちらか統一した方が良いと思います。

委員長 そうですね。これについてはいかがですか。

事務局 これについては、この審議の時にどういう形で移行させていくのかという審議がありましたので、このような形で書かせていただきました。本来であればこの内容は実施にあたったときの説明の内容ですので、この項目については削除の方向で検討させてもらってよろしいでしょうか。

委員 どの校区も同じですよ。経過措置をとるのは。

事務局 はい。そうすると、どれもが同じ状況になると思いますので。

委員長 実際の手法としては、最終的にはそのようになるのが現実的だと思います。審議会としましては、このときは審議しましたが、他のケースについては審議しておりません。同様とするということは審議していませんので書けませんので、もし書き込みが必要としたら、改めて個別の場合全部どういう経過措置をするか審議することになります。そういう審議をしないとすれば、2は削除して全体として整合性を保つということになります。それでよろしいですか。8では実際審議していますがあえて書かないということで、よろしいですか。

委員 (異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは「2」を削除していただくということでお願いします。よろしいでしょうか。それでは、全体を通して審議いただきありがとうございました。これで本日の審議を終了したいと思います。たくさんのご提言や修正意見をちょうだいしましたので、確認しますが、事務局で改めて整理して次回の審議会でご提案願います。次回は修正された答申案の最終審議にさせていただくということでよろしいですか。

委員 (異議なし)

委員長 ありがとうございました。それでは、本日の審議はこれで全て終了とさせていただきます。

事務局 次回の審議会は12月8日の月曜日、午後1時30分から、教育委員会の3階会議室で行いたいと思います。

これで本日の日程は、全て終了しました。第11回の審議会を終了させていただきます。誠にあ

ありがとうございました。

(以上で第11回審議会終了)